

Ⅱ. 全体構想

1. 那須塩原市の将来都市像

(1) 基本理念及び将来都市像

本市の都市計画マスタープランは、第一次那須塩原市総合計画で示されているまちづくりの基本理念及び将来像を踏襲し、それを都市計画の面から実現するものです。

総合計画におけるまちづくりの基本理念（4つのキーワード）	都市計画の展開方法
1) 市民との協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりは、道路や公園等を整備する行政と、建物の建築や土地利用を行う市民とによって行われます。・行政が積極的にまちづくりに取り組みますが、市民のみなさんに協力を求め、市民と行政で協力し合いながら取り組む（協働する）ことで、住みよいまちを作っていきます。
2) 効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・今後、高齢化や人口減少が見込まれることから、市の財政事情の悪化が予測されます。 このため、得られる効果の高いものから順次整備し、整備した基盤を多くの人で利用する等、都市整備や宅地化の促進にあたっては、中長期的な計画を立てながら、効率的に取り組んでいきます。
3) 安全に、安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・日常生活には様々な不安が潜んでおり、近年、質の高い生活を営むことができるようになっている中、依然として安心して暮らせる環境の整備が求められています。・自然災害や交通事故・犯罪・火事等の防止・被害最小化に向けて、ハード・ソフトの両面で施策を展開していきます。
4) 個性が輝くまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・本市は、豊かな自然や山並みをはじめとして様々な資源を有し、全国的にも知名度があります。・広域交通網が整備される中、「いかに本市に来てもらうか・住み続けてもらえるか」が重要になってくるため、那須塩原らしさを活かしたまちづくりを進めていきます。

【将来像】

人と自然がふれあうやすらぎのまち 那須塩原

(2) 将来人口フレーム

平成12年と17年の国勢調査から人口を推計すると、平成27年の人口は119,588人、平成37年の人口は116,930人となります。

将来人口フレームとは、計画的なまちづくりを進めるために設定するもので、一般的に、今後増加する市民のために整備する市街地の規模の算出や、生活を支えるために新たに必要となる都市基盤や公共公益施設等の整備量の算出等に使用します。

しかし、今後は人口の減少が見込まれることから、本市では過剰な公共投資を避け、効率的なまちづくりを進めていくために設定することとします。

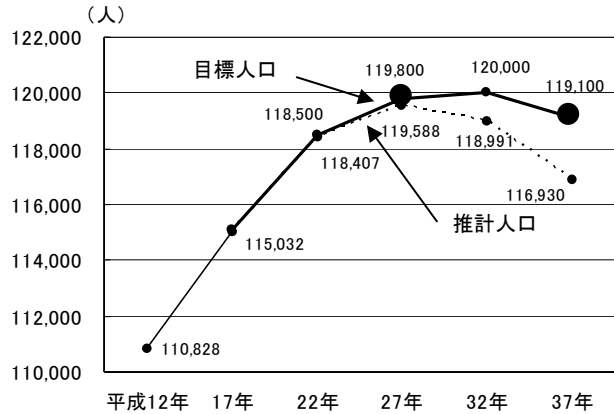
市では、推計に対して、これまで以上に魅力的なまちづくりを進めることで、新規転入人口の増加と転出の抑制によって多くの定住人口の確保を目指し、目標人口として平成27年に約119,800人（平成17年から約4,800人増）、また平成37年に約119,100人（平成17年から約4,100人増）と設定します。

その際の平成37年時点の年齢区別の人口をみると、高齢者は約15,000人増加して1.77倍になり、高齢化率は17%から29%となります。一方で、年少人口は約4,000人の減少、生産年齢人口は約7,000人の減少が見込まれ、市民の年齢構成が大きく変化します。

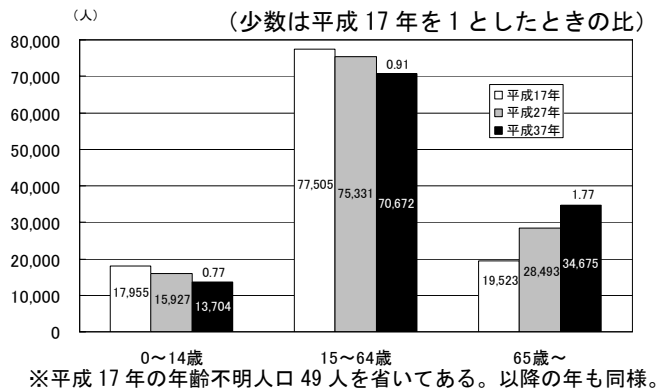
また、地区別に人口の推移をみると、人口減少は、山間部ばかりではなく中心市街地でも発生すると見込まれます。高齢化も同様に、郊外を除いては一層深刻な状況の到来が予測されます。

以上から、高齢者に優しいまちづくりを進める一方、子育てしやすいまち・活力を維持するためのまちづくりも重要となります。さらに、効率的なまちづくりを進めるために、郊外での人口増加を抑制し、市街地や既存集落では、より魅力的な公共公益施設の整備により、定住人口を確保していくことが重要です。

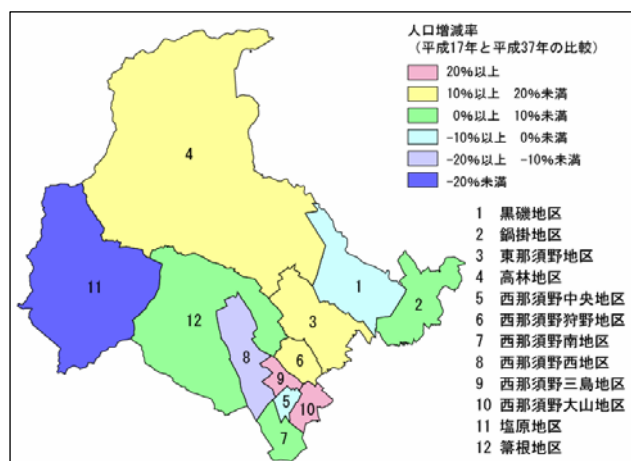
■ 総人口の推計と目標



■ 年齢別の人口の推移 (目標)



■ 地区別の人口の推移 (目標)



(3) 将来都市構造の基本的な考え方

今後予想される人口の減少や高齢化、さらには税収の減少や保健福祉費、施設維持費の増大に伴う厳しい財政事情に対応しながら、「人と自然がふれあうやすらぎのまち 那須塩原」を実現していくために、集約型都市構造への転換を進めていきます。

《集約型都市構造を実現する3つの方向》

○計画的な市街地・集落の整備

行政が積極的に整備する範囲を明確にします。具体的には、本来人口の集積を促進すべき用途地域において、都市計画マスタープラン等に位置づけられた道路等をはじめとする公共施設の集積整備により、魅力ある市街地の形成を図り、安心して住み続けられる安全なまちづくりを展開します。特に、高齢者や子育て世帯の方が、安心して住み続けられるような各種施設が整った市街地を形成していきます。

また、用途地域のみならず、既存集落等においても、積極的に公共公益施設や道路等の整備、土地利用の整序を図ります。

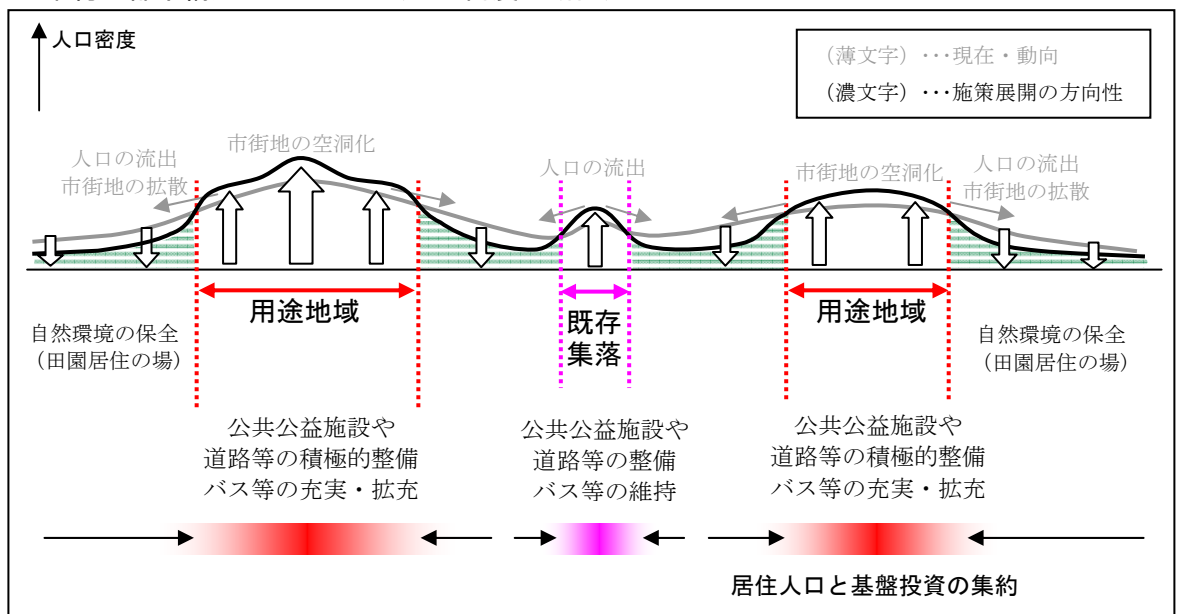
○郊外・山間部の営農・自然環境の保全

本市の特徴である山並みや田園景観の保全・継承に向けて、既存集落等を除いた用途地域外では、森林・平地林や農地の保護を行い、環境の保全を図ります。したがって、豊かな田園環境・自然環境を有する地域では、周辺的环境と調和が取れた場合のみ居住を可能とします。

○交通網の整備

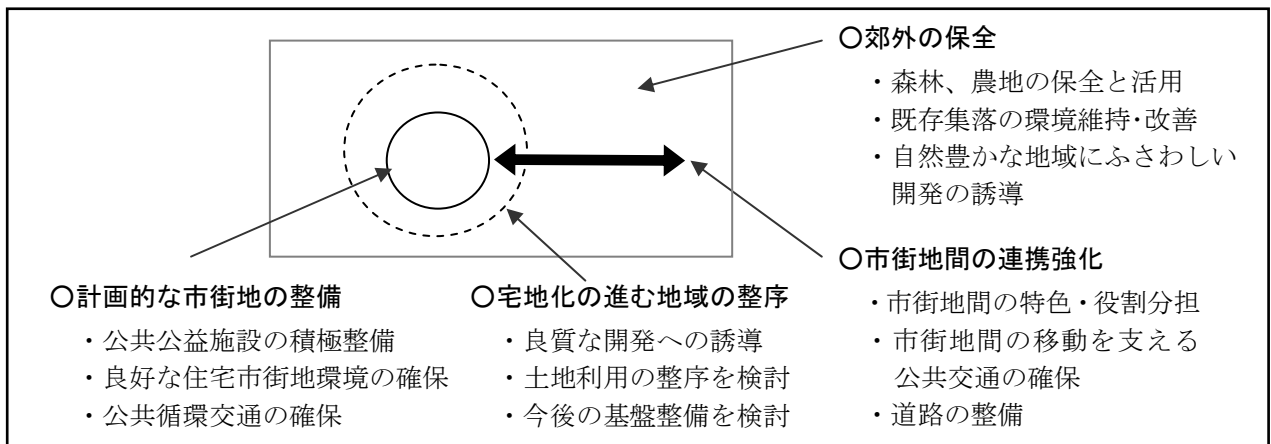
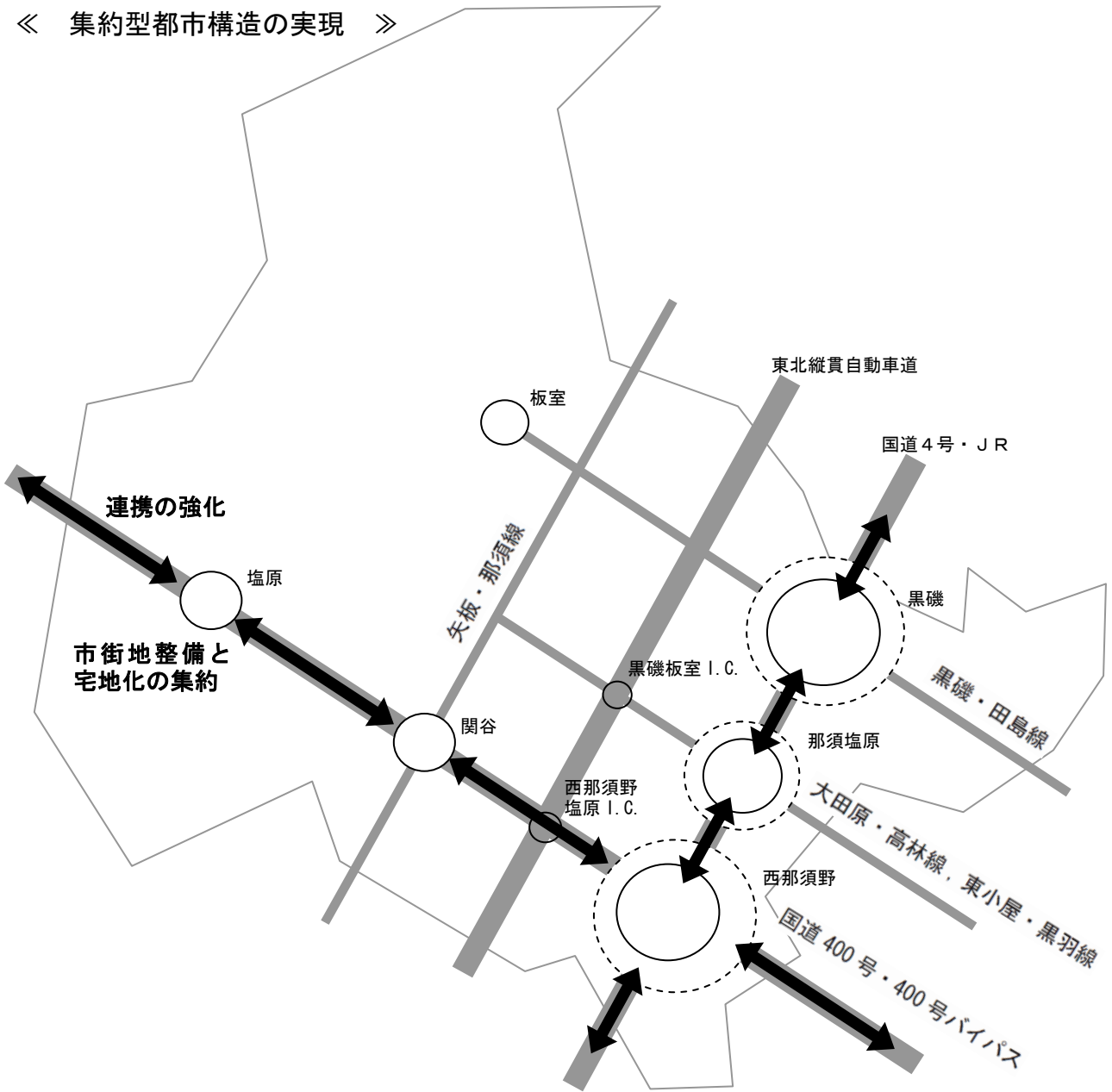
市街地や拠点となる集落へ立地誘導した公共施設や各種施設について、全ての市民が比較的便利なまま利用し続けられるよう、今後も計画的な幹線道路の整備と併せて、それらに接続する生活道路も整備を進めることで交通網全体の底上げを図ります。

《集約型都市構造のイメージ（人口密度の断面）》



将来都市構造の基本的な考え方にに基づき、次の図に示す集約型都市構造の実現に取り組みます。

《 集約型都市構造の実現 》



2. 都市づくりの方向性（基本的な視点）

第一次那須塩原市総合計画で示されている7つの基本政策ごとに、都市計画を展開する基本的な視点を以下のように設定し、まちづくりを展開していきます。

① 自然と共生するまちづくり

- ・森林や平地林については、単に残すなど保護するばかりではなく、活用しながらその保全を図ります。（森林の管理促進、多様な主体による森林管理への参画等）
- ・道路や公園の整備、市街地の形成・誘導といった都市計画の展開にあたっては、環境に配慮したまちづくりを進めます。（市街地における優先的な整備と居住の誘導、計画的な都市基盤の整備、就業地と住宅地の計画的な立地誘導等）
- ・本市固有の山並みや田園景観の保全を図ります。（農業振興による農地の保全、平地林の伐採抑制と管理の促進等）

② 快適で潤いのあるまちづくり

- ・災害や犯罪、交通事故等が少ない安全・安心なまちづくりを進めます。（自然災害への対策、避難場所と避難路の整備、防犯灯や歩道の設置、交通安全対策等）
- ・市民の生活利便性を高めるため、公共交通網を引き続き整備します。（駅や停留所等の整備、有効利用の検討等）

③ 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- ・高齢者や子ども等、誰もが利便性を享受できる、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。（公共公益施設や商業施設の集積及びこれらの郊外化の抑制、バリアフリー化の推進、公共交通の充実等）
- ・安心して子育てができる環境の充実化を図ります。（公共公益施設の計画的配置、適正な運営等）

④ 安全で便利なまちづくり

- ・計画的な市街地の形成を図ります。（用途地域内における都市基盤の優先整備等）
- ・市民が潤いと安らぎのある生活を営めるよう、緑のある市街地の形成を図ります。（公園や緑地の整備、平地林の保全、住宅地等における緑化の促進等）
- ・市民の移動や産業の発展の活発化と、本市に訪れる観光客の増大に向けて、広域幹線道路網の整備を進めます。（高速道路や国道、県道の整備促進等）
- ・市民が安全で快適に移動できるよう、生活道路の計画的な整備を進めます。（地域間でバランスのとれた道路整備、優先順位づけ・中長期的な道路整備計画の推進、計画的な維持管理等）

⑤ 活力を創出するまちづくり

- ・本市の活力と魅力を高めるため、都市拠点の整備と各種都市機能の誘導を図ります。（市街地再開発や商業振興施策の展開等）
- ・活力のあるまちづくりに向けて、工業系産業が地域と調和して持続できる環境づくりを図ります。（工場の誘致、周辺環境と調和した建築物等の立地誘導等）
- ・酪農業や農業を行いやすい環境の整備を図ります。（農業関係基盤の整備、農地と宅地の

混在防止、工場や住宅との調和の促進等)

- ・地域資源を最大限活用した観光のまちづくりを図ります。(広域交通の整備、魅力ある観光拠点の整備、「那須塩原」ブランドの確立と宣伝等)

⑥ 豊かな心と文化を育むまちづくり

- ・本市特有の風景ともいえる先人たちが築き守ってきた田園風景や山並み、溪谷等の景観の保全に努めます。(屋外広告物等の制限、住宅地・工業地等における緑化の推進等)
- ・市民の誰もが、豊かな心と文化を育んでいけるよう、公共公益施設を利用しやすいまちづくりを進めます。(公共公益施設や商業施設の集積及びこれらの郊外化の抑制、バリアフリー化の推進、公共交通の充実等)

⑦ 創意と協働によるまちづくり

- ・市民による住みよい環境づくりを促進します。(建築協定や地区計画の制定、意匠に配慮した建築物の誘導、敷地内緑化・生け垣設置の促進等)
- ・市民がより質の高い住宅地に居住できるよう、開発事業者に対して誘導を図るとともに、市民に対しても質の高い住宅取得に向けた情報の提供に努めます。(指導要綱の徹底・充実化、地権者や購入希望者に対する住宅市場に関する情報提供等)
- ・人口等の減少に伴う厳しい財政事情を踏まえ、市街地・既存集落における公共公益施設の整備や公共サービスを優先して行い、当該地域への転入・定住の促進を図ります。
- ・住民による主体的なまちづくりと行財政の効率化に向けて、公共公益施設等の管理に関して、住民や事業者の参加を推進します。(道路や公園の里親(愛護会)制度、森林・平地林や農地の管理への市民の参加の促進等)

3. 分野別方針

(1) 土地利用の方針

① 現状と課題の認識

本市には、那須連山をはじめとする山々を背景に、農地や平地林を中心とした那須野が原が広がっています。その中で、黒磯・西那須野・塩原の中心部や市街地、昔から形成されてきた集落には日常生活の場が、交通利便性の高い地域等には工業地が広がっています。本市の土地は限られていることから、地域特性に応じながら、それぞれの土地利用をバランスよく配置・誘導していくことが重要です。

これらを実現するため、都市計画としては、一体の都市圏として整備・開発・保全を行う区域として「都市計画区域」を、優先的に市街地の整備を進めるとともに土地利用の整序を行う地域には「用途地域」を指定しています。したがって、各区域・地区の指定の趣旨に応じて、適切な都市計画を展開する必要があります。

しかしながら、都市化の進展とともに各種土地利用の混在が進み、悪影響が生じる地域も見られます。また、都市計画区域外でも計画的な整備・保全を行うべき地域もあります。さらに、用途地域を指定していない地域については、用途地域との関係を明確にした上で、都市計画制限等について調整を図る必要もあるといえます。

② 基本的な考え方

○ 効率的で効果的なまちづくりを進めるため、集約型都市構造の実現を目指します。

③ 方針

1) 市街地エリア

安心して心豊かに生活を送り続けられるよう、便利で安全な市街地の整備を推進します。市街地（用途地域内）においては、優先的な都市基盤の整備や公共公益施設の集積、都市計画税の適正化等によって魅力づくりを進め、市街地内への住宅の立地誘導を図ります。

1. 住宅地

住宅マスタープランに基づき、便利で安全、緑あふれる住宅地の整備を推進するとともに、住民や開発事業者等との協働による住みよい環境の創出・保全を誘導します。

2. 商業・業務地

県北の中心都市として、今後も魅力ある都市機能の集積を図り、特に黒磯駅・那須塩原駅・西那須野駅については広域観光の拠点・玄関口として、中心市街地ごとの特性を活かした特色ある商業・業務地の形成を図ります。

なお、郊外地域においては、集約型の都市構造の実現に向けて、大規模な集客施設の立地を抑制します。

3. 工業地

本市の活力を支える重要な工業団地については、引き続き、周辺環境との調和の促

進を図ります。新規に工業地を設ける場合には、事業者と市民の交通の安全性と利便性の確保に向けて、生活交通への影響に配慮しながら、西那須野塩原インターチェンジ周辺や産業道路沿道等へ計画的に形成誘導を図ります。

なお、多様な用途の建築物の立地が可能な準工業地域については、土地利用の整序に向けて、適宜、適正化を行います。

4. 温泉観光地

観光に訪れた人が自然環境を満喫して何度も足を運んでもらえるよう、自然環境の保全・活用を行い、生活者からみた住環境の保全・改善に向けて市街地の整備を推進します。なお、板室地区では防災上の観点から都市計画区域の編入の検討を行います。

2) 田園環境保全エリア

郊外の平野部においては、本市の特徴である田園景観の保全を図り、集約型都市構造の実現の観点からも、積極的な都市基盤の整備を行わず、宅地化については市街地エリアで行うよう、誘導を図ります。

1. 農地

本市の特徴・活力の一翼を担う酪農業や農業の発展に向けて、都市的土地利用の混在を防止し、農地の保全を図ります。既に宅地化の進む地域の農地については、都市計画と農業振興で十分に調整を行い、適正な土地利用を図っていきます。

2. 平地林

本市ならではの景観を構成する平地林についても、都市的土地利用が行われる場合には極力樹木を保存するよう誘導し、管理が行き届かない平地林については、地主でない有志市民の参画による管理手法の導入・促進等により、保全に努めます。

3. 生活拠点・集落

公民館や学校等に隣接した地域の拠点となる旧来の集落を中心に、生活環境の維持に向けた基盤整備を行います。

なお、その他の地域においては、今後、積極的な都市基盤整備を行わないため、周辺環境と調和し、田園景観の維持・形成に資する住宅に限り、立地の制限を緩和します。

4. 幹線道路沿道地区

郊外地域で都市間を結ぶ幹線道路沿道においては、既存の都市基盤を活かした沿道サービス施設の立地の制限を緩和し、周辺環境との調和の下に立地が可能となるようにします。

5. 市街化検討エリア

黒磯板室インターチェンジ周辺では広域観光の玄関口・交流拠点として整備・誘導を図ります。また、黒磯板室インターチェンジ周辺及び市街地（用途地域）の周辺等開発ニーズの高い地域においては用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定、地区計画の策定等により、都市計画と農政が一体となって、周辺環境と調和した質の高い住宅市街地の形成を誘導します。

3) 自然環境保全エリア

1. 森林

美しい山並みの保全や自然災害の防止に向けて、森林の整備・保全と林業の振興等に努めるとともに、都市計画区域の見直しを進めます。

2. 山間観光振興エリア

湖畔やスキー場等の観光地においては、山間観光の振興と環境の保全を図ります。

4) その他

1. 公共施設用地

日常生活に密着した公共施設については、郊外での立地を抑制し、利便性の高い地域中心部への立地を推進します。また、全市的に利用する公共施設については、市街地への立地を推進します。

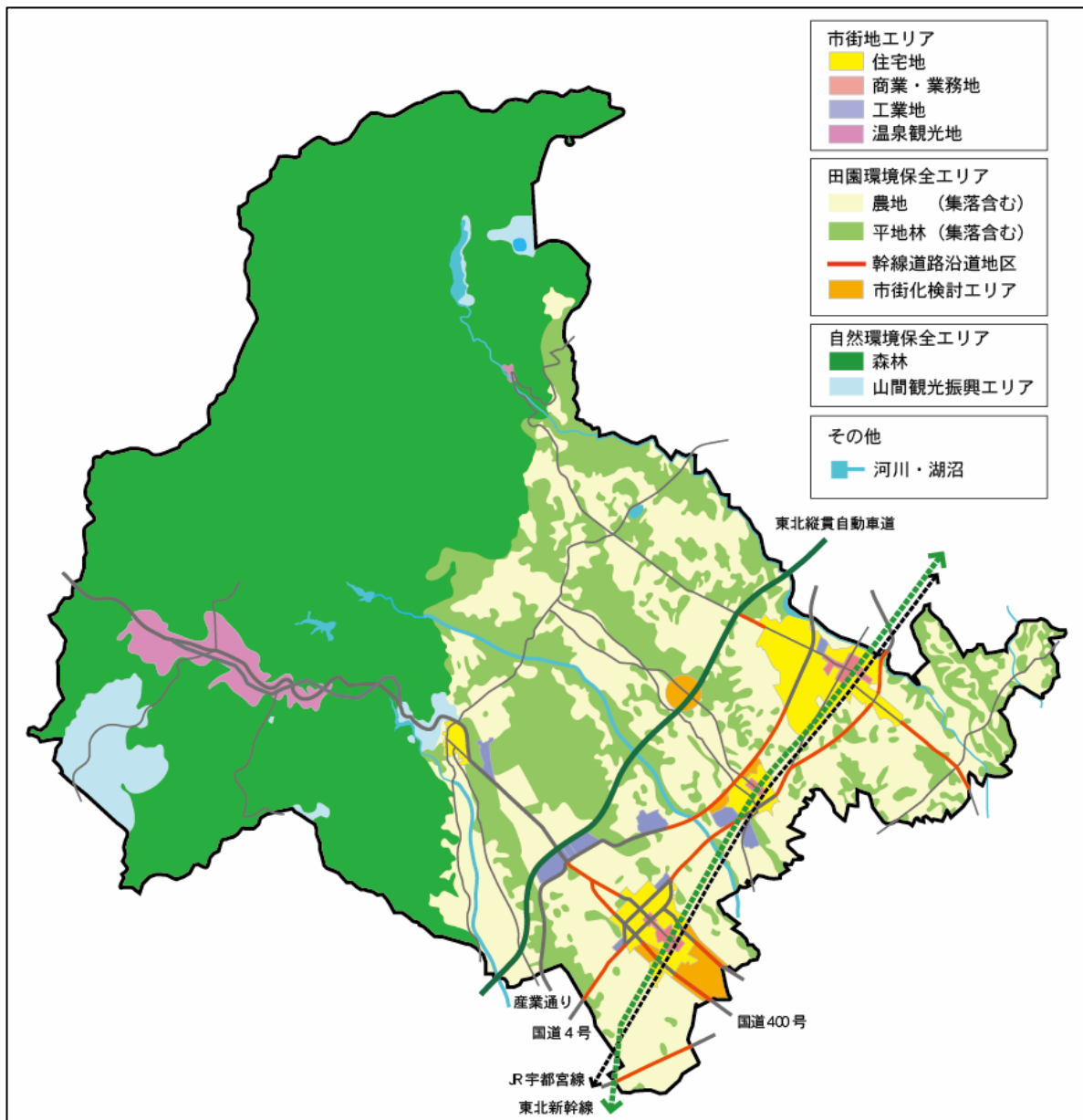
2. 公園・緑地

日常的に利用する公園から大規模な公園まで、市民に潤いとゆとりをもたらす公園の体系的な整備を推進します。

3. 河川・湖沼

自然災害の防止に向けて護岸整備等に今後も取り組むとともに、都市に潤いを与える親水空間の整備等を推進します。

■ 土地利用計画図



(2) 交通体系の整備方針

① 現状と課題の認識

本市には、東北新幹線・JR 宇都宮線に駅が3駅、東北縦貫自動車道にインターチェンジが2箇所整備されており、また、南北には国道4号、東西には国道400号が通り、福島空港へのアクセスにも恵まれる等、高い広域交通利便性を有しています。

今後も積極的にこれらの活用を図り、広域幹線道路についてはさらに整備を進める必要があります。ただし、限られた財源を効率的に活用するため、今後、計画的な整備が重要となります。同様に、生活道路についても計画的な維持・管理・改良が必要であるとともに、住宅立地等の後追的な整備に対して、効率的な財源の活用の面から、見直す必要があります。

② 基本的な考え方

- 幹線交通網については、市民の利便性の向上と産業の振興を図るため、また、観光客の増大と訪れる人々の利便性の向上を図るため、計画的に整備を進めます。
- 生活道路の整備については、市街地内の道路を優先するとともに、「新規整備」並びに「維持管理」も重視して進めます。

③ 方針

1) 骨格となる幹線交通網の計画的な整備

市民と観光客等の利便性の向上、産業の振興を図るため、今後も引き続き、幹線交通網の整備に取り組みます。ただし、中長期的な計画に基づき、効率的に整備を進めます。

1. 広域幹線道路の整備

- ・国道4号の整備（西那須野道路、三島地区・大原間地区歩道整備、矢板大田原バイパス等）
- ・国道400号の整備（中塩原バイパス、下塩原バイパス等）

2. 幹線道路の整備

- ・社会経済情勢を踏まえた都市計画道路の計画的な整備と見直し（道路整備の優先順位や長期整備プログラムの検討）
- ・県道の整備（矢板那須線、黒磯田島線、西那須野那須線等）
- ・道路整備基本計画に基づく重点路線の整備（新南・下中野線、埼玉鳥野目線等）

2) 身近な生活交通網の計画的な整備

市民の生活利便性を高めるよう、生活道路の整備を進めるとともに、市民の生活の足となっている「ゆ〜バス」の充実化等について検討します。

1. 生活道路の整備

- ・市街地エリアにおける優先的な整備
- ・通学路の歩道設置、拡幅の推進
- ・自転車の通れる歩道の整備（特に駅周辺）

2. 公共交通の充実

- ・「ゆ〜バス」の有効利用のための検討（特に、市街地におけるもの）
- ・総合的な公共交通のあり方の検討（スクールバス・タクシー料金助成の各種公共交通サービスとの連携、中長期的な市民の居住場所の誘導等）

3. 魅力ある道づくり

- ・田園環境と調和した道路の整備
- ・電線の地中化事業
- ・沿道に設置される看板に対する制限の検討

4. 住民等による管理の促進

- ・住民等による道路清掃や花壇の植栽・管理の促進（里親（アドプト）制度）

3) 駅前広場・駐車場・駐輪場の整備

市民が安心して自動車や自転車を利用できるよう、駐車場・駐輪場について整備を推進するとともに、店舗等の駐車場に対して安全性を考慮するよう誘導します。

1. 中心市街地における駐車場・駐輪場の整備

- ・西那須野駅駅前広場の整備
- ・那須塩原駅駅前広場の整備の検討
- ・黒磯駅駅前広場の整備の検討

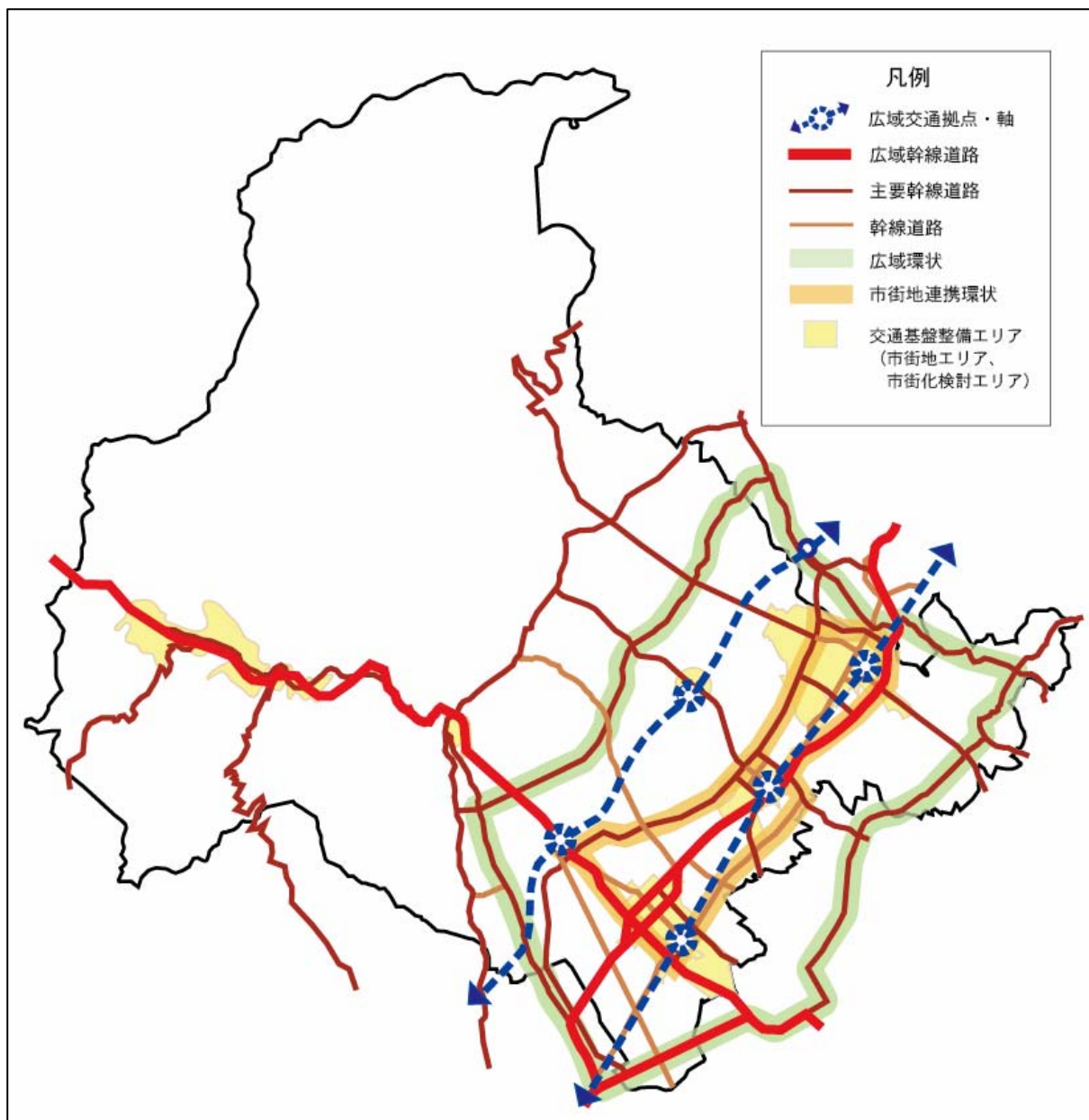
2. 那須塩原駅におけるパークアンドライドの計画的な推進

- ・駐車場の確保と計画的な宅地化誘導の調和のあり方の検討
- ・市民や交通事業者に対するロータリーの利用ルールづくり・徹底

3. 円滑な道路交通の確保

- ・大規模集客施設や沿道サービス施設等に対する駐車場の確保と道路渋滞対策に関する指導
- ・沿道における計画的な土地利用の促進（沿道サービス施設の立地や共同駐車場利用等）

■ 交通体系図



(3) 緑と水、環境の整備・保全方針

① 現状と課題の認識

本市は、那須連山をはじめとする山々を背景に、農地や平地林を中心とした那須野が原が広がり、那珂川や蛇尾川、箒川等の河川が流れています。長期にわたって市民が慣れ親しんできたこれらの環境については、市民の誇りであり、今後も保全を図り、未来の市民に引き継いでいくことが重要です。

また、「日光国立公園」が広がるとともに、那須野が原公園、東那須野公園等の広域的な公園から地区公園まで、いろいろな規模の公園がありますが、今後も計画的に整備を進めていく必要があります。

一方、本市の緑は、郊外の平地林を中心に徐々に減少しており、減少の抑制を図る必要があります。

② 基本的な考え方

- 市民が日頃から自然を体感できるよう、緑と水の拠点の整備と各々の資源のネットワークづくりを進めます。
- 自然資源については、単に保護することによって守るのみならず、一部、整備・活用を行い、適切に管理しながら保全していきます。

③ 方針

1) 自然資源の保全と活用

本市の資源・誇りである緑と水について、一部活用しながら保全していきます。

1. 森林の保全

- ・森林法や自然環境保全地域等、各種法令に基づく保全
- ・自然災害の防止・最小化に向けた方策の展開

2. 平地林の保全と活用

- ・開発事業者等に対する既存樹木の残存に向けた適切な指導
- ・とちぎの元気な森づくり県民税の活用
- ・所有者に対する維持・管理に向けた意識啓発
- ・市民との協働による平地林の管理、活用方法の検討
- ・緑地保全地区や風致地区等の指定の推進

3. 農地の保全と活用

- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業の振興
- ・農地法に基づく農地の保全
- ・開発行為に対する土地開発事業指導要綱による周辺環境との調和への誘導

4. 河川の保全と活用

- ・自然災害の防止・最小化に向けた方策の展開
- ・親水空間の整備

5. 生態系の維持・保全

- ・生態系の維持・保全

2) 公園等の整備・活用

都市生活に潤いを与える公園や、地域の誇りである名所・旧跡等について、憩いの場として、また観光拠点としての整備を推進します。また、これらの管理にあたっては、地域住民等が楽しみながら参加もしくは主体的に取り組めるよう、支援を行います。

1. 都市公園等の整備

- ・緑の基本計画に基づく計画的な都市公園の整備の推進（適宜見直しの実施）
- ・防災拠点・避難の場としての整備

2. 地域の誇りを有する施設等の拠点としての活用

- ・歴史的・文化的資源の活用・周辺地域における拠点形成に向けた整備
- ・自然的資源の活用・周辺地域における拠点形成に向けた整備

3. 住民による管理の促進

- ・住民等による管理の促進（公園愛護会等）

3) ネットワークの形成

緑と水あふれるまちづくりを進めるため、各拠点・資源を有機的に連携し、市域全体で緑と水を感じられる環境の整備を図ります。

1. 緑のネットワークの整備

- ・大規模公園等の拠点間を結ぶ緑道、遊歩道の整備
- ・幹線道路沿道の緑化の推進
- ・回遊・観光コースの設定と情報発信

2. 水のネットワークの形成

- ・那珂川、蛇尾川、箒川、熊川、那須疏水等の整備

3. 住宅地における緑化の促進

- ・敷地内緑化の促進
- ・緑地協定等の締結や地区計画の策定の促進、支援

4) 環境に配慮したまちづくり

環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、自然の保全に向けた地域資源を活かした環境学習や保全活動への参加を促します。

1. 省資源・省エネルギーのまちづくりの推進

- ・集約型都市構造の実現に向けた施策の展開、情報発信等
- ・環境負荷を抑えた省エネ住宅の建設促進（太陽光発電や屋上・壁面緑化等）

2. 森林・平地林の活用促進

- ・木材の利用促進
- ・森林・平地林等における環境学習の推進

3. 下水道の整備の推進

- ・処理区域における計画的な維持・管理の推進
- ・計画区域における計画的な整備の推進

4. 環境を悪化させる恐れのある施設の立地調整

- ・地区計画、特別用途地区、特定用途制限地域等による適切な誘導

■ 緑と水、環境の整備・保全体系図



(4) 市街地の整備方針

① 現状と課題の認識

黒磯・西那須野・塩原の中心部や市街地、既存集落においては、日常生活の場として、今後も生活基盤の整備を進める必要があります。さらに工業地についても、本市を支える活力の維持・発展に向けて、環境の整備を進める必要があります。

ただし、市街地の拡大にあたっては膨大な費用が必要となることから、限られた財源を効果的に活用していくため、中長期的な整備需要の発生を増幅しかねない郊外への投資は避けていく必要があります。

② 基本的な考え方

- 人口減少社会において持続ある都市づくりを進めるために集約型都市構造の実現を目指し、計画的な魅力ある市街地の整備を進め、宅地化需要の市街地への誘導を図ります。

③ 方針

1) 計画的な市街地の整備と土地利用の整序

本市には、駅を中心とした賑わいのあるまちや歴史ある趣きのある街並み、緑と調和した集落・新興住宅地、活気のある工業団地等、様々な市街地があります。

各市街地において安心して豊かな生活を送れるよう、用途地域内において、優先的に道路や公園等の整備を進めるとともに、土地利用や基盤整備の状況に応じて、用途地域の見直しや新規指定、地区計画の策定等の検討を行います。

1. 用途地域における優先的かつ計画的な都市基盤整備の推進
2. 地域の実情の変化や社会的ニーズに応じた用途地域見直し・新規指定の検討

2) 魅力ある中心市街地の形成

本市の玄関口である那須塩原駅や、黒磯駅や西那須野駅を中心とする旧来の中心市街地においては、都市基盤の整備を行うとともに各種商業機能の集積を図ります。

さらに、子どもや高齢者等も歩いて暮らせる安全・安心なまちづくりを進め、定住人口と賑わいの回復を図ります。

1. 個性と魅力ある3つの中心市街地の整備

○那須塩原駅：県北の玄関口としての緑と調和した新市街地

- ・山並みに配慮した建築物の誘導と沿道景観の整備
- ・土地区画整理事業区域における宅地化・高次都市的土地利用の促進
- ・広域拠点として高度な都市機能や集積をもたらす施設・建築物の立地誘導

○黒磯駅：歴史的資源を活かした風情のある中心市街地

- ・神社や蔵等の歴史的建築物や老舗商店の趣を活かした商業空間の整備
- ・横道の整備・既存の歩道の質の向上、シンボルロードの整備

○西那須野駅：生活に密着した賑わいのある中心市街地

- ・西那須野駅周辺の環境整備の推進（駅前広場の整備や道路拡幅等）
- ・西那須野駅市街地再開発事業の推進

2. 歩いて暮らせる安全・安心なまちづくりの推進

- ・バリアフリーの道路や各種施設の整備誘導
- ・高齢者や子育て世帯等の居住促進方策の検討
- ・建築物等の統一による個性あるまちづくりの促進
- ・駐車場・駐輪場の整備

3) 上下水道の整備

最も基本的な都市基盤である上水道の整備・保全を進めます。また、公共水域の水質の保全、浸水の防止等の都市活動を支えるうえで必要不可欠な施設である下水道の整備を促進します。

1. 上水道の維持・管理、水質の確保
2. 下水道の維持・管理、計画的な整備

4) 土地区画整理事業の推進

現在整備を進めている那須塩原駅北地区においては、整備を推進し、良質かつ高度な市街地の形成を誘導します。

5) 既成市街地の住環境の向上

土地区画整理事業や開発行為により道路や公園等の都市基盤施設の整備が行われた地区で、主に住宅で構成される市街地については、地区計画制度等を活用して、建て詰まりや建築物の用途混在の防止を行い、良好な居住環境の維持・改善を図ります。

1. 地区計画の策定または建築協定の締結の促進
2. 生活道路の整備
3. 住民と行政との協働による緑化の推進

(5) 観光拠点の整備方針

① 現状と課題の認識

本市は、箒川に沿って形成される塩原温泉、那珂川上流に位置する板室温泉の二大温泉を有しています。これらは本市の観光・商業の振興に寄与することから、本市を代表する観光拠点として位置づける必要があります。

また、周辺の既存の商業機能・レクリエーション機能等との相乗効果によって、人の滞在・交流を生み出す魅力ある観光商業ゾーンの形成を図ることが重要です。

さらに、東北縦貫自動車道黒磯板室インターチェンジの開設により、隣接する那須町等の他地域からのアクセスの利便性がさらに向上することから、交流人口の拡大に向けて、これを広域交通の新たな拠点として位置づけることが必要となります。

② 基本的な考え方

- 温泉観光地の拠点性をより強化します。
- 広域交通網・歩道整備、情報発信等の連携により、渓谷と山並みの自然に溶け込んだ魅力ある観光商業ゾーンの形成を図ります。

③ 方針

1) 温泉観光地の拠点性の強化に向けた整備

渓谷と山並みの自然に溶け込んだ魅力ある温泉観光地として、拠点性をより強化します。

1. 塩原温泉

- ・塩原地区温泉街プロムナードの整備の検討
- ・箒川沿いの遊歩道の整備

2. 板室温泉

- ・乙女の滝、沼原湿原、木の俣川等の周辺の自然を活かした一体的観光ルート整備

2) 計画的な観光交通網の整備

観光拠点整備に併せて、交通渋滞緩和や、地域住民の生活道路の安全性・快適性を確保することが必要となります。

1. 黒磯板室インターチェンジ周辺の交通ネットワークづくり

- ・大田原高林線における行楽期等の交通量増加への対策
- ・案内板・誘導板の設置
- ・インターチェンジ周辺の市道の整備

(6) 景観づくりの方針

① 現状と課題の認識

本市には、那須連山の山並み眺望や田園風景、河川等、様々な自然の景観が存在しており、日々の都市生活にゆとりと潤いを与えてくれています。また、先人の営みを今に伝える史跡や名所が多く存在し、自然の景観とあわせて、本市の歴史・文化を物語っており、後世に継承していくことも重要です。

しかし、都市化の進展等に伴い、周辺の景観との調和に欠ける建築物・工作物の立地及び道路沿線の過剰な看板やのぼり旗の掲出が増加し、広い範囲で美しい景観を損なう状況が散見されています。

市民共通の資源として、本市の景観を守り育てていくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を認識し、協働で取り組むことが求められます。

② 基本的な考え方

- 豊かな自然と調和した潤いとやすらぎのある景観を形成します。
- 交流を促進し、魅力ある都市の景観を形成します。
- 先人の築いた歴史・文化を継承し、地域固有の景観を形成します。
- 市民協働の景観まちづくりを推進します。

③ 景観まちづくりの基本方針

1) 新しい都市活力を創造する

本市の交通利便性や気候風土に基づき、景観行政団体として積極的に景観づくりを進め、「那須塩原」のネームバリューを活かしながら、新しい都市活力の創造を図ります。

1. 多様な人々が交流する玄関口にふさわしい景観づくり

- ・ 主要な交通拠点等における山並みへの眺望の確保
- ・ 大田原高林線沿道等主要幹線における緑化の推進
- ・ 沿道の建築物の形態・意匠への配慮や壁面線の統一の検討

2. 自然景観との調和のとれた観光施設等の誘導

- ・ 施設や建築物の色彩、形態等の誘導
- ・ 拠点における賑わいの演出に資する建築物、施設の形態・意匠やサインの整序

2) 地域固有の景観資源を継承し、ともに育む

本市固有の景観資源を後世に継承するため、規制・誘導方策を検討します。

1. 雄大な山並みの眺望の保全

- ・ 本市の特徴を成す重要な景観資源として認識し、その山並みへの眺望を保全

2. 農地と平地林が織り成すのどかな田園風景の保全

- ・ 開発行為に対する土地開発事業指導要綱に基づく緑化等の推進
- ・ 郊外地域における建築物の立地に対する基準の検討（色彩、形状等）
- ・ 市民による維持管理への参加促進に向けた検討

3. 特徴ある街道や潤いある水辺の保全

- ・街道景観の保全（国道 400 号、矢板那須線、大田原高林線、黒磯板室インター線、黒磯田島線）
- ・周辺景観と調和した河川敷の整備

4. 歴史・自然と個性を演出する景観づくり

- ・資源をとりまく地区における拠点の形成
- ・観光ルートのネットワーク化
- ・平地林や農地と調和した緑化等

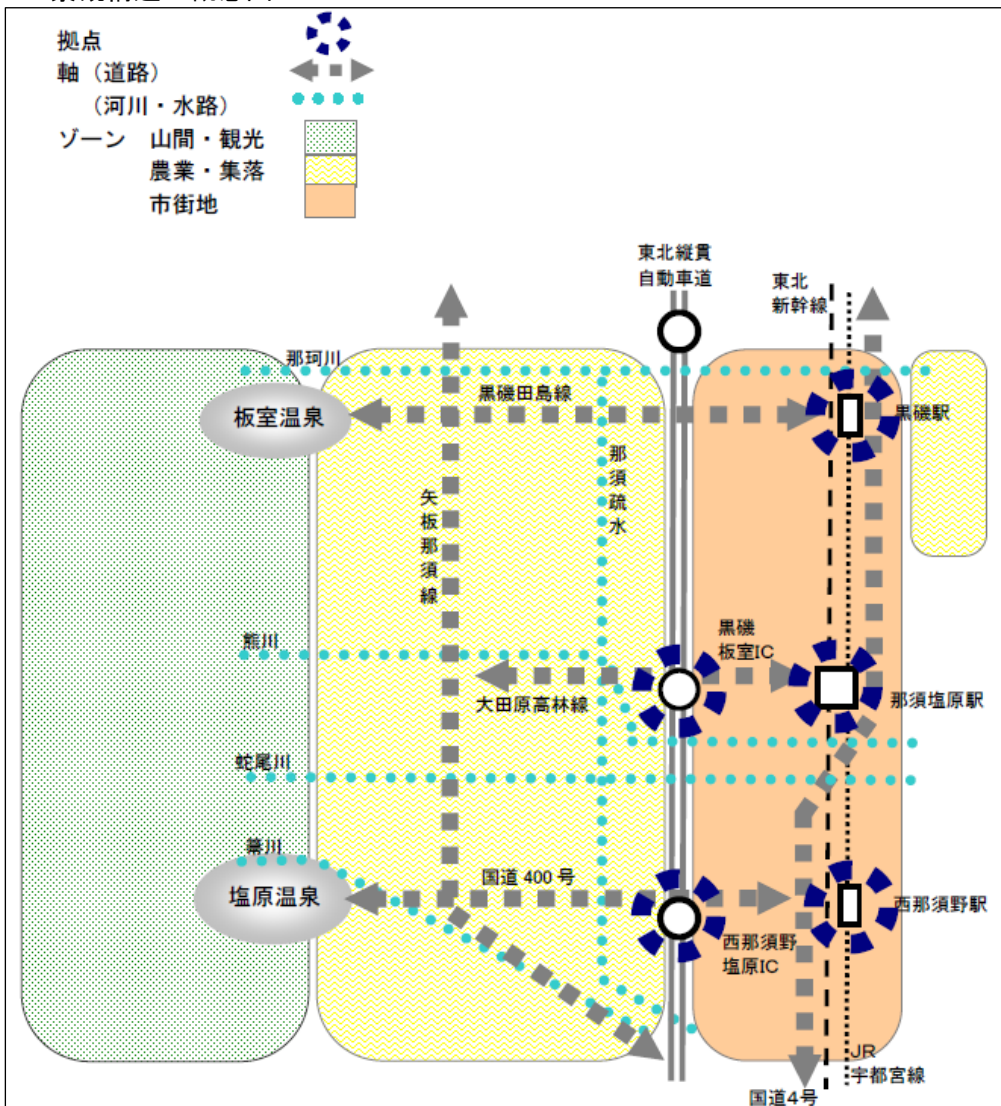
3) 市民協働の景観まちづくり

市民と行政がともに景観づくりに取り組むよう、市民に対する情報発信や景観まちづくり活動に対する各種支援に取り組みます。

1. 多様な参加による景観まちづくりの推進

- ・景観に関する意識啓発に向けた情報発信
- ・景観行政の展開に向けたイベント等の開催

■ 景観構造の概念図



(7) 安全で安心できるまちづくりの方針

① 現状と課題の認識

本市における最大の都市災害として、市街地における雨水排水問題が挙げられ、河川整備も含め、今後も継続的に対策を講じていかなければなりません。また、市街地において安心して暮らしていくためには、火災や地震等の災害に強く、安全なまちづくりも必要不可欠となります。

さらに、山間部では自然災害の要因となる急傾斜地が見られることから、いざという時のために、対策の事前検討と避難方法等の周知等を徹底しておく必要があります。

② 基本的な考え方

- 災害の発生抑制と被害の最小化に向けた都市基盤や体制の整備、情報発信を推進します。
- 住民による防犯活動体制構築への支援、意識啓発等により、市街地の防犯機能の向上を図ります。

③ 方針

1) 雨水災害の防止

市街地における雨水災害の未然防止及び被害の最小化に努めます。

1. 水害の防止・最小化に向けた取り組みの展開

- ・那珂川、熊川、蕪中川等の河川改修の促進
- ・雨水排水施設等の整備の推進

2) 火災や地震に強いまちづくり

安心して生活できる市街地の形成に向けて、地域防災計画に基づき、火災や地震を中心に災害の発生抑制に努めます。また、万一の災害時の対応策について明確にしておくとともに、地域住民と行政が迅速かつ的確に対応できるよう、事前に周知・徹底を図ります。

1. 市街地における防災性の向上

- ・土地開発事業指導要綱による雨水浸透の徹底
- ・燃焼防止帯としての幹線道路、公園・緑地等の整備
- ・都市緑化の推進・誘導

2. 建築物の防災性の向上

- ・防火地域・準防火地域の指定
- ・不燃化や防火建築物の誘導

3. ライフライン施設の安全化

- ・上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化

4. 自主防災組織の育成

- ・防災意識の高揚や防災知識の普及に向けた情報発信

- ・市民による自主防災組織の育成・強化に向けた情報発信と支援

3) 避難場所・避難路の確保

災害時に住民の避難場所を確保するとともに、歩いて安全に避難場所に到達できる避難路や、生活物資・復旧物資の緊急輸送道路の確保を推進します。

1. 避難場所の確保

- ・公園等避難場所の確保
- ・防災拠点建築物の耐震化の推進（小中学校や公民館等）

2. 避難路の確保

- ・緊急輸送路の整備と啓発に向けた情報発信
- ・住民が歩いて避難できる避難路の確保と共通認識化に向けた情報発信

4) 市街地における防犯機能の向上

安全で快適な住環境づくりに向けて犯罪の発生抑制を図るため、道路・公園等公共空間の夜間照明や防犯灯等の設置を推進し、また、地域住民による防犯活動の取り組みを支援します。

1. 夜間照明の充実

- ・公共施設における夜間照明の充実
- ・防犯灯等の設置の推進

2. 防犯活動の支援

- ・住民による地域防犯活動の促進に向けた意識啓発
- ・住民組織の構築・運営に向けた支援

5) 自然災害の防止・最小化

山間部の森林では土砂崩壊等が予想されることから、山林の保全と都市生活の安全の確保に向けて、自然災害の防止及び被害の最小化に努めます。

1. 土砂崩壊等の防止・最小化に向けた取り組みの展開

- ・災害発生の未然防止に向けた擁壁等の整備の推進
- ・保安林や急傾斜地崩壊危険区域等の法令に基づく対策の展開